THE SUGGESTION
THE SUGGESTION
提言

中小企業組合総合研究所機関紙
4月1日
第231号（2025年）

発行所
一般社団法人 中小企業組合総合研究所
〒530-0043 大阪市北区天満1-6-8 六甲天満ビル801
電話 06-6809-6634　FAX 06-6881-0782
URL http://www.kumiaisouken.com/

提言・約束事

1. 基本的には読者参加型の提言新聞とします。併せてニュース解説や話題を提供します。
2. 投稿の場合、社会規範に反するものは受付けません。原稿掲載はスペース等の関係もあり編集者の判断にお任せ下さい。

関生支部「京都3事件」武・前委員長に無罪判決 6裁2地・都 湯川・現委員長も無罪 2京

生コンクリート製造販売会社で組織される協同組合から現金を脅し取るなどしたとして、恐喝や強要未遂などの罪に問われた全日本建設運輸連帯労働組合関西地区生コン支部（関生支部）の前執行委員長の武建一氏と、現執行委員長の湯川裕司氏に対する判決公判が2月26日、京都地方裁判所（京都市中京区）であり、川上弘裁判長は「恐喝にあたる行為があったとは言えない」などとして、両氏に無罪（求刑はともに懲役10年）を言い渡した。京都地検はこの無罪判決を不服として、控訴期限の3月12日、大阪高裁に控訴した。


京都地方裁判所

「京都3事件」とは

いわゆる「京都3事件」とは、①ベストライナー事件（2014年からの生コン輸送会社ベストライナーの解散争議で、経営者団体である京都生コン協同組合が解決金として労働組合に1億5000万円の解決金を支払ったことが恐喝とされた事件）、②近畿生コン事件（近畿生コンの廃業に伴い、協同組合が労働組合に600万円の清算金を支払ったことが恐喝とされた事件）、③加茂生コン事件（保育所に提出する就労証明書の発行と、廃業にあたってプラントの解体とミキサー車の引き渡しを求めたことの共謀が問われた事件）である。

「求刑10年」の根拠は

昨年6月17日に行なわれた検事論告では、「相当長期間の実刑判決をもって臨む以外にない」として、武・前委員長、湯川・現委員長に懲役10年の求刑をしていた。

検事の求刑理由は「武建一・前委員長は支部創立以来、委員長を務め、正当な活動を装った業務妨害により資金を獲得するという反社会的活動を主導・推進してきた、その首謀者である。また前科6犯を有し、うち3犯は本件と同種の犯行である。規範を無視する態度が顕著であり、反省の情は皆無であって、同種の再犯におよぶ恐れも高い」。湯川・現委員長についても「武に劣後するものではあるが、各事件における湯川が果たした役割からすれば、刑事責任は首謀者である武にも比肩するほど重大なもの。湯川は関生支部の執行委員長に就いたことにも照らすと、同種の再犯におよぶ恐れも高い」というものであった。

警察と検察が作り上げた事件に対し、裁判所が待ったをかけた

2月26日の京都地裁において、川上裁判長は「関西生コン京都3事件」について、検事の求刑理由を「認められない」として両名に無罪を言い渡し、無罪理由を以下のように述べた。

「生コン会社の経営者で作る京都生コンクリート協同組合（京都協組）に対して、ストライキで畏怖させ、解決金を脅しとるスキームを関生支部が持っていた」という検察の描いたストーリーに対し、川上裁判長は真逆の判断をした。「畏怖に乗じて現金を脅し取ったなどとは到底評価できない」。判決の根拠とするのは、被害届を出した京都協組は関生支部と良好な関係にあったという事実と、ストライキは憲法28条で保障された労組活動であるという大前提であった。

ストライキは当然

川上裁判長はまず、関生支部について「産業別・職業別労働組合である」と定義した。

「ベストライナー事件」について、検察側は「関生支部はストライキを手段とし、組織の威力を背景に自らの要求に応じさせている」と、ストライキ自体を「脅迫行為である」としようとした。

これに対し裁判長は「ストライキをはじめとする争議行為はその性質上、労働組合が使用者に一定の圧力をかけ主張を貫徹することを目的とする行為で、業務の正常な運営を阻害する事は、もともと当然に予定されているものである」「要求行為が脅迫に該当するとは言えず、犯罪の証明がない」と述べ、「検察の主張は到底認められない」とこれをことごとく退けた。

さらに「ストライキは京都協組が約束を守らなかったから実施されたのであり、自然なこと」と述べた。「ストライキの際も言い争いすらなく、畏怖などさせていない」と判断し、また、生コンの輸送会社でその清算に関して組合員の雇用確保と解決金の支払いを含む協定書を交わしており、経営者側からの金銭提示「1億5000万円」という額も、過去の労働争議に比べて決して法外なものではなく、よって「脅迫」とは言えないとした。

恐喝行為はなかった

もう一つの恐喝事件とされた「近畿生コン事件」では京都協組の理事が、関生支部の被害者どころか協力者であったことが、無罪の根拠となった。

京都協組加盟の近畿生コンが突然、破産申し立てをしたのを受け、600万円の解決金を京都協組が関生支部に支払った。これは破産手続き中の従業員の給料および近畿生コンの工場が京都協組に未加盟の業者（アウト業者）に渡る事を防ぐために関生支部が占拠したことへの対価である。工場がアウト業者に渡ると、生コンの安売り合戦が始まりかねないからであり、占拠は京都協組と、労働者の賃金水準を維持したい関生支部双方の利益にかなう事である。

この事も検察は、「関生支部が京都協組を畏怖させた」と主張しているが、実際はアウト業者排除のため、プラントの占拠を協組側が頼んだのであり、「畏怖して」というのは到底評価できない。判決でも、「生コン業界では過当競争の抑制が必要とされ、京都協組でもアウト業者による廉売対策が課題であった」という背景を認定。またプラント占拠を京都協組が負担したことに恐喝は存在しない」「京都協組の理事らにおいては、関生支部によるプラント占拠を京都協組の利益や目的に沿うものと受け止めていた」と裁判長は両者が協力関係にあったと指摘した。

検察の主張の根拠は、京都協組の役員で関生支部との窓口で（2面へ）

季折々

四季のユウウツ

昨今、ようやく暖かい日が続き、動物や植物、昆虫も徐々に動きが活発となり、春を実感できる日が多くなってきています。しかし、春の訪れとともに、スギ花粉や、PM2・5、黄砂と喜ばしくないものまでやってきてしまいます。

それぞれのピーク期間は、スギ花粉が2月から4月、ヒノキが4月から5月で、黄砂が3月から5月と言われています。また、PM2・5は、主に自動車の排気ガスや工場の燃焼物など人間の活動が原因で排出されますが、火山活動などの自然現象が原因となることもあり、年間を通して飛散しているらしく、ピークの時期は特にないそうです。

それぞれの大きさを見てみると、人の髪の毛の断面が70μm（マイクロメートル）で、花粉が30～35μm、黄砂で4μm、PM2・5に至っては2・5μm以下しかないそうです。ちなみに1μmは1㎜の1000分の1だそうです。

まだ、今から最低でも2か月はこのような状況が収束しないので、手洗い、うがい、自宅に入る前に服を払い、少しでも花粉を持ち込まないようにしましょう。また、ナイロン製の上着が花粉等々を払いやすいそうで、マスクや眼鏡を活用し、暖かい春の日差しを楽しみましょう。

（S）

（1面から）あった人物が「被害者」である事だったが、それを裁判所がひっくり返して、関生支部とは良好な関係にあったことを認めたのだ。

そして、「京都3事件」以前の10年間は直接出荷を止めるようなストライキがない等、生コンの価格維持に共同して取り組んでいた京都協組と関生支部の具体的関係を踏まえ、検察の「関生支部が京都協組を畏怖させ、思いのままに支配していた」という主張を退けて、恐喝行為を認めなかった。

監視も脅迫ではない

「加茂生コン（村田建材）事件」について裁判長は、「検察主張は『共謀』があったとしているが、現場の概要の認識はあっても、現場での詳細なやり取りにまで被告たちが関与したとは言えず、武、湯川とも共謀の証拠はない。執行委員らの訪問行為、監視行為は『脅迫』にあたらない。共謀があったとも認められない。また、プラントの解体要求は労働組合以上に協同組合の利益となるものであり、協組の独自の利害から出た言動と考えられる」として検察の主張を退けた。



◆

判決後、テレビ局のインタービューに応じた武氏は「この無罪判決は、関生60年余の闘いの正当性を認めたものである。この闘いの歴史、闘いの魂に確信をもって反撃に転じ、闘い続けて行く」と述べた。

この判決を受けて、メディアが取り上げたり、映画が作成されたりと、関生型運動の正しさが世間に認識されつつある。

無罪判決に不服 検察側が控訴

京都地検は控訴期限の3月12日、京都事件に関して武・前委員長と湯川・現委員長を無罪とした判決を不服として大阪高裁に控訴した。

2025年2月26日京都地方裁判所における無罪判決についての中間総括と当面の方針

関生支部　前委員長　武建一

2025年2月26日の判決をどう見るか

第一　直接的に繋がる要因

①関生支部運動の正当性

②優秀な弁護団の活動

③学者はじめ全国の仲間たちの支援活動

第二　社会的・政治的背景

①安倍晋三氏が2022年7月8日、統一教会がらみで、山上徹也容疑者によって殺害されて死亡、麻生太郎氏が総裁選で敗北、二階俊博・自民党元幹事長の引退、日本維新の会の松井一郎氏の引退で、国策捜査グループの影響力が低下。

②2024年の総選挙における自公政権の過半数割れ。

③衆議院選挙時における最高裁判事の国民審査で不信任が多かった事。④袴田巌さんの無罪確定による、世論の警察・検事に対する批判が大きく高まった事。

検事の控訴、今回の弾圧による関生支部組織への攻撃、今日までの歴史と運動を確信とするための方針

第一、検事は控訴した。無罪確定を求めるのは当然であるが、暴対法の拡張適用、共謀罪の先取り的な判決にならないように取り組みを行なう事が求められている。悪名高い治安維持法は今から100年前の3月19日に成立している。

第二、今回の弾圧の狙いは、関生型運動（背景資本への責任追及、中小企業との連携、大企業の収奪との闘い、セメントの一方的売り価格にストライキをする等、産業別集団交渉、統一労働協約、賃金、雇用、労働条件改善等）を破壊する事であり、その運動のリーダーを生コン業界から排除する事にあったが、これが今日のところ成功している。

第三、方針を確立する観点とは。今後の運動目標は敵の攻撃の狙いに反撃し、そして修復し、さらに、その成果を大きく発展する事でなければならないのである。

第四、1982年、同様な狙いの攻撃を受けたが、粘り強い闘いの中で回復した事。2005年に建交労（全日本建設交通一般労働組合）関西支部を利用した同様の攻撃があったが、これを撥ね退けた事を教訓とした闘いをすれば、勝利は可能である。このように歴史と現状から学び行動する事、この様な観点に立った運動とは次の通りである。

①大阪広域生コンクリート協同組合による労働組合潰しの不当労働行為（雇止め・権利侵害・集団交渉破壊・建交労への資金援助、等）への追及運動を大々的に展開する。

②同協組は2015年の確認事項である「3年以内にシェアを是正する」の約束を反故にしている。又、ミキサー運賃、バラセメント運賃引き上げの約束も反故にしており、約束の実行を求める。

③同協組は、オーナー会（西日本建設関連オーナー会）を通じて特定政党への莫大な献金をしており、これは協同組合法に違反するもので、各加盟社が損害賠償を求める運動を強化する。

④「生コン会館建設」と称して100億円以上の資金を協同組合員から徴収しているが、この資金の使途と金の流れが不明瞭であり、協同組合法違反の可能性があるのでその開示を求める。

⑤同協組は、オーナー会を通じて建交労等に「関生支部対策」と称して莫大な資金援助をしており、これは不当労働行為であり責任追及する。

⑥2020年12月25日、オーナー会と建交労との労使協定と称した、賃金切り下げ、年間休日20日カット等は無効であり、2017年春闘～2018年時に大阪兵庫生コン経営者会と、関生支部はじめ労働6団体（交運労協生コン産業政策協議会）との協定書を履行する事を求める。

⑦セメントの需要は、昨年比6・8%減となっている。生コンも同様に需要は全体的に落ち込み、近畿地方でも同様である。需要供給バランスが崩れれば生コン産業は不安定になる。その改善策として、各地区の需要に応じた供給力を確立する事が求められる。それには、集約（現在実行している、お金でシェア1%を6000万円で買い取るか、三個一か、自然淘汰）である。大事な事は、5～10年先を見越した産業の安定化を計画し実行する事である。その為には、協同組合の役員が、目先の事、自分の事だけ考えるのでなく、適正な生コン工場の配置と、モデル的工場を各地区に作り、そのモデルを実行できる体制を作る事である。それには、公平・公正・共生型の理念を実行できる、信頼のおける、役員の選出が決定的に重要な事である。

京都事件弁護団声明

2025年2月26日

本日2月26日、京都地方裁判所第2刑事部は、関生支部の武前委員長・湯川現委員長に対して、ベスト・ライナー事件（企業閉鎖に伴う解決金要求が恐喝）、近畿生コン事件（企業倒産の際の工場占拠に関する費用要求が恐喝）、加茂生コン第1事件（就労証明書交付要求が強要未遂）同第2事件（企業閉鎖に伴うプラント解体やミキサー車1台譲渡要求が強要未遂・恐喝未遂）のすべてについて、無罪を言い渡した。

判決の無罪理由は、加茂生コン第1事件について会社事務所で抗議等した組合員（4月17日に差戻控訴審判決予定）に脅迫行為があったかどうかを問うまでもなく、組合であって、業務の正常な運営を阻害することはもともと当然に予定されているものであるし、そうした意味で使用者側がストライキを避けたいと考えることは当然の前提になっている。」と判示し、検察官の主張を排斥（はいせき）した。判決には憲法や労働組合法という言葉はないが、争議権の趣旨を明確に摘示して労働組合として当然の行為についてそもそも脅迫に当たり得ないと判示しており、その意義は大きい。

一方、弁護人は、本件は労働組合つぶしを目的とした違法な起訴だったと主張したが、判決は、3事件とも無罪だからそれ以上の判断は必要がないとして、判断を示さなかった。しかし、判決は、検察官と弁護人いずれの側も大筋で争いのない事実を認定したうえで、被告人らにはそもそも犯罪に当たる行為がなかったと判示している。この点において、判決は事実上、検察官の起訴の誤りを示したものといえる。

関西一円の警察がゼネコンや大阪広域協と連携し、労働組合つぶしを企図して行なった一連の弾圧は、実に18次のべ89人の逮捕と大阪・大津・和歌山・京都の各地裁への起訴が繰り返された。京都事件は一連の弾圧の最後に位置するものであり、検察官は懲役10年を求刑していた。

本判決の内容が示すとおり、そもそも本件起訴自体が誤っていたのである。検察・警察には猛省を促すとともに、控訴することなく早期に本判決を確定させるよう強く求める。

以上

関西生コン支部「京都事件」無罪判決は当然である

立命館大学名誉教授　吉田美喜夫

（1）「無罪」判決の瞬間

判決期日の冒頭、裁判長から「主文、被告人両名はいずれも無罪」との宣告があった。傍聴席から「ウオー」という歓喜の声が上がった。2025年2月26日午前10時の京都地裁103号法廷でのことである。判決文の朗読は2時間以上に及んだが、その終了時、法廷では、再度拍手が沸き起こった。

（2）関西生コン支部の刑事弾圧

連帯労組関西生コン支部（以下、「関生支部」という）に対する一連の刑事弾圧は、2018年から始まった。滋賀、京都、大阪、和歌山の各府県で、暴力団対策課などの警察機関が関生支部の組合員を一斉に逮捕し、その数はのべ89名、起訴されたのはのべ69名に及んだ。これらの一連の事件では、数年前の行為をわざわざ生コン業者に刑事告訴させて捜査に乗り出すとか、取調段階で組合脱退を本人はもとより家族に対してまで働きかけるなど、単なる犯罪の捜査というより、組合の弾圧が目的と思われる司法当局の動きが見られた。

（3）「京都事件」の内容

本判決は、このような一連の事件の内、「京都事件」と呼ばれている3社4事件に対する判決である。本件では、関生支部の武前委員長と湯川現委員長の二人が逮捕・起訴された。本件を含む一連の弾圧事件では、武前委員長の場合、641日、湯川現委員長の場合、644日という信じがたい長期間、勾留された。日本では、「人質司法」と呼ばれる不当な刑事手続きが当たり前で、国際的にも批判されている。長期間の身柄の拘束によって圧力をかけ自白を強要するという取調は、国際人権の基準に照らし許されないからである。武、湯川両氏は、このような取調に晒されたのである。なお、論告求刑の中で、検察は、湯川現委員長が公判中の身でありながら関生支部の委員長に就任したことを、「犯罪」に対する反省の姿勢が見られない事情に当たるとも主張していたのである。

各事件の要点を示せば、ベスト・ライナー社事件では、同社の閉鎖に伴う解決金の支払い及び組合員の雇用保障などの要求行為、近畿生コン事件では、同社の倒産に伴う関生支部組合員によるプラントの占拠に必要な経費の支払い要求、加茂生コン事件では、子の入園に必要な就労証明書の交付を求める行動並びに同社の閉鎖に伴うプラントの解体の監視行動及びミキサー車1台の譲渡要求などが、使用者を畏怖させて解決金などを支払わせたとして強要未遂や恐喝・恐喝未遂の罪名で起訴されたものである。求刑は、二人の被告に対して、それぞれ懲役10年であったから、組合活動を対象に殺人未遂罪にも匹敵する重罰が求刑された事件である。

（4）組合活動に対する刑事免責と本判決の特徴

一般に、労働組合の活動の中には、例えば団体交渉の場合、ときに罵声が飛んだり机をたたいたりする場面があるのは珍しくない。また、ストライキで業務の正常な運営を阻害するだけでなく、工場の入口で原料や製品の搬入・搬出に対して説得活動を行なうのは普通のことである。最近、アメリカでUAW（全米自動車労組）が3大自動車メーカーに対し40日間以上のストライキを敢行し、会社側は、8000億円もの損失を被った。また、同じく米ボーイング社では、7週間ストライキが行なわれ、会社側は8400億円もの損失を被った。しかし、このような圧力行動が行なわれたために、会社側は組合の要求に譲歩して、前者の場合、4年半で25％の賃上げ、後者の場合、4年間で38％の賃上げをする合意が成立したのである。

ストライキなどの団体行動は、その外形だけからすれば、使用者を畏怖させる要素が含まれている。しかし、これらが労働組合の正当な行為であれば、刑事責任は問われない。これは憲法上、労働基本権が保障されていることの当然の帰結である。

これを法律論的に言うと、犯罪となるには、法律上の犯罪の類型に該当すること、法律に反するという評価を除く要素がないこと（正当性がないこと）、法的な責任を負うだけの能力があることという要件を満たす必要がある。労働組合の団体行動が問題になる場合、外形的に犯罪に当てはまる行為であっても、労働組合の正当な行為であれば犯罪にならないことから、正当性の有無の吟味が重要となる。

しかし、本判決では、上記のような公訴事実が、そもそも犯罪に該当する行為ではないとして、違法性を阻却する事情があるか否かの吟味はしていない。この点からすると、労働法学で少数説であるところの、そもそも労働組合の行為は犯罪の類型に該当しないという学説（構成要件該当性阻却説）を採用しているように見える。しかし、この学説は、労働法的に見て組合の正当な行為と言えるかを先に吟味して、それが否定された場合、刑罰法規に当てはめて犯罪の成否を吟味するという考え方をするので、組合の正当な行為と言えるか否かの吟味自体は伴うことになる。

しかし、本判決では、被告らの行為の正当性の評価の過程を経ていない。これは、労働法についての理解がないというより、ストライキや組合活動には、圧力をかけることや畏怖させるという要素は当然に含まれているから、それらが刑罰法規に該当するとは言えない、という考え方をしているからだと思われる。つまり、労働基本権や組合活動とはいかなるものかという点についての認識があってのことと考えられる。その意味で、労働事件の判断に当たっては、労使関係の実態や経過、組合の在り方などを踏まえて評価し判断すべきという労働法理からの要請に従った、まっとうな判決だと評価できる。

この点が最も明瞭に出ているのは、判決の次の部分である。すなわち、「そもそも、ストライキをはじめとする争議行為は、その性質上、労働組合が使用者に一定の圧力をかけ、その主張を貫徹することを目的とする行為であって、業務の正常な運営を阻害することはもともと当然に予定されているものであるし、そうした意味で使用者側がストライキを避けたいと考えることは当然の前提になっている」という部分である。

もちろん、判決は、業務の正常な運営を阻害する目的でストライキが許されると言っているわけではない。労働組合が組合員の雇用の確保や労働条件の維持改善などを目的に争議行為をすれば、業務の正常な運営が阻害されるのは当然で、そのような損失を被るがゆえに、使用者は組合の要求に譲歩した方が良いか突っぱねた方が良いかを考えるものであるという、労使関係では当然のことをそのまま判決は認めたまでのことである。その意味でも、本判決は、労働法理を踏まえた判決であると評価できる。

（5）判決を今後の運動にどう生かすか

本判決が以上のような内容であるがゆえに、検察側からは、違法性阻却事由の存否が吟味されていないという批判を受ける可能性がある。実際、3月12日、検察側は不当にも本件を控訴した。これにより審理は高裁に移ることになる。しかし、そもそも犯罪に該当する行為はなかったという、公訴棄却（裁判にかけること自体を認めないこと）も可能な事案について、本判決は、丁寧に事実を評価して結論を出しているから、控訴審で違法性阻却説に従って判断することになっても、十分に耐えられる判決であると考えられる。

日本の労働組合は、一般に企業別組合であって、多くの場合、従業員だけで組織され、企業の業績の枠内で要求改善に取り組むという、おとなしい活動を特徴としてきた。これに対し、関生支部は、使用者側が中小零細企業になる傾向を帯びるという生コン業界の特徴を踏まえ、個別の企業との交渉だけでは条件改善が困難になるという認識に基づき、企業を超えて個人加盟の産業別組合を結成し、企業と「一面闘争・二面共闘」という産業政策を確立して運動してきた。このような方向は、非正規労働者が40％にまで増加し、正規従業員を組織してきた企業別組合の組織率が低下して活力を失ってきている状況の下では、むしろ先進的な組合運動を実践していたと見ることができる。そうであるがゆえに「弾圧のターゲット」にされたとも言える。このような関生支部への刑事弾圧の認識の上に立って、控訴審での勝訴を目指さねばならない。

【吉田美喜夫氏　プロフィール】よしだみきお。博士（法学）。弁護士。1949年　岐阜県可児市生まれ。立命館大学法学部および大学院を修了。立命館総長・学長を歴任後、現在は立命館大学名誉教授。研究分野は労働法。著書に『タイ労働法研究序説』（晃洋書房）など多数。



大阪労働学校・アソシエ 講座案内

4月開講予定　全講座オンラインで開催

「大阪労働学校・アソシエ」（学長・斉藤日出治）は、資本主義を根源的に批判し、競争から共生協働型の政治・経済構造への転換と、働く者が主人公となる社会をめざす事を基本理念とし、労働の尊厳を回復させることを目標に2016年に開学。人間の真の解放を高く掲げた哲学・政治学・経済学や労働運動の歴史・実践などを教育の基本として、人材育成と研究を担っている。

また、戦前の大阪労働学校と戦後の関生型労働運動に学び、その意義と理念を広く社会に伝え、社会変革の一翼を担う労働組合の発展のために関生型労働運動の全国化に努めている。

世界で進行しつつある「社会的経済」を広げる運動と連帯して、社会との共生・自立した地域社会の強化・働き、生活をする場としての協同組合的社会の育成という3つの理念を深めることも大きな課題としている。

日本でも、「仙台・羅須地人協会」、東京の「変革のアソシエ」などの運動との連携を図りつつ、「労働学校・アソシエ」は、労働の歴史を学び、労働の尊厳を取り戻す意欲を持ち、将来の社会を担う有徳の士を育てることを目標としている。労働を、単に生活水準の向上を実現する手段として見るのではなく、労働そのものに喜びを見出そうとして、1922（大正11）年に賀川豊彦を校長として設立された「大阪労働学校」があった。大阪の地に「大阪労働学校」の労働を喜びにする精神を継承することは、労働の尊厳が軽視されている現代において非常に重要な意味を持っている。

いま求められている社会の将来の進路は、競争から共生・協働型への経済・産業・社会構造の転換である。「労働学校・アソシエ」は、国家に頼らず、大企業に依存せず、自立し・自覚した社会人の連合を組織できる人材を養成すべく存在している。

◆

今期の講座は全講座オンライン形式での受講となり、以下の講座を準備している。4月開講予定。詳しい講座日程については未定。

●第1回「虐殺から強制連行へ―日本の植民地主義の歴史に向き合う」
●第2回「グローバル資本主義と植民地主義―ガザのジェノサイド」
●第3回「近代市民社会と植民地主義」
●第4回「国家と資本に抗する政治の発見―脱植民地主義への道筋」


グローバル・ジャスティス研究会と共催して行なわれた公開講座（2023年）

ポストコロニアルな社会の創造

講師：斉藤日出治（大阪労働学校学長）



植民地主義は、通常は他国の領土の政治的・経済的・文化的統治を意味する。だが、他国の領土の放棄は、新しい装いの植民地主義的社会関係を創造する重要な契機になる。南アフリカのアパルトヘイト体制の解体は、南アフリカの新たな植民地主義を作動させている。第二次大戦後の資本主義および社会主義は、そのようにして植民地主義を再生させ、そのような植民地主義の再生の動態が戦争を呼び、ジェノサイドを招き、破局をもたらしている。

本講座では、この視点に立って、21世紀のグローバル資本主義の危機を植民地主義の視座から照らし出すことによって、資本主義の危機の根源に植民地主義的な社会関係があることを開示すると同時に、ポスト資本主義の社会像と脱植民地主義との関係を究明したい。

消費組合論

講師：堀田泉（近畿大学名誉教授）



「消費組合」とは聞き慣れない言葉であるが、19世紀にイギリスで産声をあげ、日本でも明治初期以来、第2次世界大戦でいったん途切れるものの、長い歴史と経験を持った協同組合組織である。そして社会運動としての一翼をその苦難の歴史の中で担い続けてきた。

これを取り上げるのは、経済成長に不可欠と論じられ、豊かさを実感させ、商品選択の「自由」を謳歌させている大量消費を基礎とした「都市的消費」のありかたを問い直すことにほかならない。国際的な対立に結びつきかねない地球温暖化や資源環境問題の現在を見れば、現今の「都市的消費」の持つ問題性は明らかであろう。そして「消費」は個人的に行なわれるとともに共同的・社会的なものでもある。

本講義では「消費」に関する反省的な合意を獲得するためのアソシエーションはいかにして可能かという問題意識から、他の社会運動とも連携しつつ、いくつかの特質と弱点を兼ね備えた「消費組合運動」が示してきたもの、示すものを考えていきたい。講座には私が東京通信大学で作成したビデオを使用する。

●第1回「歴史的現在としての『消費組合』」
●第2回「消費組合の誕生」
●第3回「シドニー・ウエッブ夫妻および日本の消費組合の誕生」
●第4回「政府の産業組合と労働者の消費組合」
●第5回「共働社と岡本利吉」
●第6回「共益社と賀川豊彦」
●第7回「協同組合と『保険の思想』」
●第8回「消費のアソシエーションの過去と未来」

奄美移民史あとさき

講師：原井一郎（ジャーナリスト）



近代奄美史では災害・伝染病、経済困窮を背景に、推計42万人もの本土、海外脱出が敢行された。嚆矢（こうし）は1899（明治32）年、与論島を襲った台風で、貧窮層が長崎・口之津の産炭地へ集団移民したのが始まりだが、実際にはすでに旧藩期から小規模な農奴層の脱出が行なわれていた。

第1回講座では〝消極的百姓一揆〟とも言われる農民逃散がどのように行なわれていたかを検証する。第2回講座は、集団移住に先行、家運再興へ競って本土遊学した富裕層子弟の本土遊学とその成否、また彼ら知識層を中心に結成された郷党会が戦後出稼ぎへと継承された会組織の是非、さらに現在の島々の消滅危機を考察する。

●第1回「奄美旧藩期の農民逃散の増加と背景」
●第2回「奄美富裕層の遊学脱出と郷党会の隆盛」

現代社会と社会教育（仮）

講師：奥村旅人（たかひと）（社会教育論研究者）



本講義では、1960―1970年代にユネスコで提唱された生涯教育思想、ならびにそれに基づいて日本で展開した生涯学習行政について、「自己責任」論の観点から分析する。

1965年にポール・ラングランによって提唱された生涯教育概念は、学校教育を中心とした教育システムの行き詰まりの打開に向けたキーワードとして、日本においても広く受容された。以来、現在の「社会人の学び直し」関係政策に至るまで、生涯学習行政は綿々と続いている。

だが、本来は「いつでも・どこでも・だれでも」学ぶ権利を保障すること二つの理念として提唱された生涯教育／学習概念は、いつしか「いつでも・どこでも・だれでも」学ぶ義務を押しつけるものになっているようにも見える。「学び」はいつの間にか、競争原理のただ中に呑み込まれた商品になっているかのようである。こうした現状認識を踏まえて、本講義では生涯教育思想と生涯学習行政に関する批判的考察を行ない、今後の展望を模索する。

◆

紹介した各講座以外にも、以下の講座を現在検討中。

●『資本論』読書会
『資本論』第1巻の「資本蓄積論」と「資本の本源的蓄積論」を読みつつ、21世紀資本主義の危機の根源をマルクス思想のうちに探る。
毎月第2、第4水曜日
16:00～18:00
チューター・斉藤日出治

●ジョイント公開講座
グローバル・ジャスティス研究会と共催して、都市型労働運動をいかに組織するかについて。昨年は秋に開催。

お問い合わせは下記へ
hide.saito1000@gmail.com
詳しい情報は大阪労働学校・アソシエのホームページをご覧ください。

地域アソシエーションの芽(72)

京都大学名誉教授　本山美彦

種子をめぐる勢力(18)

農産物の工業化を目指した米国の「ケマージー」運動



農業化学協議会の会議が行なわれたフォード社の会館。現在はヘンリー・フォード博物館となっている。

最近の「リサイクルの適切な促進」というスローガンそのものは、けっして悪くはない。過去、何世紀にもわたって、時代の転換期にはこの種のスローガンが、形を変えて大キャンペーンとして打ち出されてきた。しかし、こうしたスローガンは、例外なく短命に終わった。

一例を急速な化学工業化路線を走っていた1920～1950年代の米国で流行った「ケマージー」(Chemurgy)に採ろう。

ケマージーという言葉は、化学者「ウィリアム・ヘイル」(Jay Hale)の1934年の造語である。

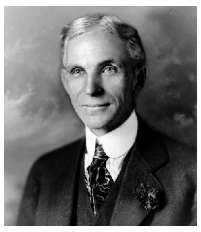


ウィリアム・ヘイル(1876-1955)

ケマージーの基本的な考え方は、化学的革新によって、農産物を工業製品化すれば、農民が切望する新しい市場を創出したいとする農民の切望をかなえることができる、というものであった。この運動を支えていたのは、なんと、あの「ヘンリー・フォード」(Henry Ford)であった。

彼の大豆への愛着はよく知られている。彼は、1929年に化学工学研究所を設立し、自ら大豆の研究に没頭した。

ヘンリー・フォードは、1930年頃に農作物の産業的可能性の研究を始め、麻と大豆が特に有望であると判断し、有名な大豆車を試作した。大豆車は、ギアシフト・ノブやクラクション・ボタンなどの部品に大豆を使用し、ボディには麻を使った。エンジン・オイルは、麻から抽出した油であった。しかし、大豆車は2台の試作品に止まり、彼自身の手によって破壊され、市販はされなかった。



ヘンリー・フォード(1863-1947)



大豆由来の農業用プラスチックで製造された「ソイビーン・カー(大豆自動車)」

全米農業化学協議会の設立

ヘンリー・フォードは、1935年にミシガン州ディアボーンにあるフォード社の会館に300人以上を集めて、「農業化学協議会」を設立した。しかも、この協議会は全米的な組織であることを強調するために、すぐに「全米農業化学協議会」と名称変更した。

この会議が開催された会館は、フィラデルフィアの「独立記念館」(Independence Hall)を模したものである。この会議で、「土地にこだわる自給自足の権利に関する宣言」が発せられたのである。

ヘンリー・フォード自身は、評議会自体に財政支援をしなかった。しかし、「フランシス・ガーバン」(Francis Garvan)が会長を務める「化学財団」(Chemical Foundation)が、評議会の設立当初から積極的に資金援助を続けた。

ケマージーの理論的指導者であったウィリアム・ヘイルは、水準の高い農業化学からの提言に、政府はもとより、国民も従うべきだと居丈高に主張していた。近い将来、食料不足が必ず到来する。これに備えて、貴重な農産物の輸出を許してはならない。世界全体も、農業の国際貿易を停止すべきであると。

価格が需給によって決定されるというこれまでの経済学は、廃棄されなければならない。化学的に検討された価値のみが、農業や工商業の世界において、基準にされるべきである。価格が、化学的な基準から離れていたというこれまでの体制は停止されなければならない。こうした傲慢な信条をヘイルは持ち、自分の正しさは、自分が動かせる豊富な資金によって証明されていると豪語していた。

ヘイルは、第一次世界大戦後の政治体制が、自分の期待にかなうものでなかったので、「活性化した科学的な政府」(a revitalized scientific government)の出現に希望を託し続けた。

ヘイルは、1917年に、元の教え子であった「ヘレン」(Helen)と結婚した。義父となったのは、「ダウ・ケミカル」(Dow Chemical)の創始者「ハーバート・ダウ」(Herbert Dow)である。

ヘイルの学問上の偏狭さがケマージー運動を廃止に追い込んだ

断定的に言えば、ヘイルは、当初から、「全体的なビジョン」と「細部の注意」といった両方において、希望的観測を無批判に提出し過ぎた。ヘイルの自称する学問は、傲慢であり過ぎた。

ヘイルが成し遂げた唯一の成功は、死ぬまでケマージー運動を継続できたことである。しかし、その背景には、ダウ・ケミカルからの惜しみない金融的支援があったからである。

彼が「ダウ・ケミカルの創始者の義理の息子でなかったら、彼の知的旅はもっと早く限界を迎えていただろう」と「フランク・エケッター」(Frank Uekotter)は批判している(2021年)。

開発経済学の「ヴァーノン・ラタン」(Vernon Ruttan)も、ヘイルの化学は「約束したことを実現できなかったので、科学的信用と政治的信用の両方を失った」と述べた(1994年)。

化学的な考え方に基づいて、資本主義に取って代わろうとする新しい経済体制構築の夢は、1950年の終わり頃に、あえなく、消えてしまった。

ヘンリー・フォードもこの運動から手を引いた。

単純なスローガンは、一時的には人々の耳目を集めるが、複雑な資本主義の前に挫折する。そして、その後に、これまた単純なスローガンが新しく叫ばれる。歴史は、その繰り返しであった。

本稿は、私自身の自省の表明でもある。



ミシガン州にあるダウの本社

提言文芸

~投稿歓迎~

・兵器より　平和を望む　平民は
（下町ソケット）

・万博と　被災地復興　相容れず
（ルパン反省）

権力者が始めた戦争で、その影響を直接受けるのは一般の人々です。弾丸では決して幸せにはなりません。万博推進派は「経済効果が復興に貢献する」と言うでしょうが、能登の被災地では、復興はもちろん、復旧さえ進んでいない現状です。万博などで披露される科学技術の進歩は、人類の幸せのためにあるはず。

社会資本政策研究会

サンセイ生コンクリート株式会社
代表取締役　稲村義昭
〒651-1412
兵庫県西宮市山口町下山口一六五―一
電話（〇七八）九〇四―三六九一
FAX（〇七八）九〇四―二一〇七

関連団体を支援する会
KU

関西生コン関連経営者会

春場所での活躍を期待して
尾上部屋関西後援会が激励会開催

浪速に春を呼ぶ「大相撲三月場所」（3月9日初日）に先立って、尾上部屋関西後援会は3月2日、尾上部屋の三月場所宿舎がある「みのたにグリーンスポーツホテル」（神戸市北区）で激励会を開催した。会場には、昨年の激励会を上回る多くの来場者が集まり、尾上部屋力士の活躍への期待の高さがうかがわれた。


尾上親方

挨拶に立った尾上親方は「この地に宿舎を構えさせていただいて11年目になります。まだ部屋が駆け出しの時から、変わらぬ応援をいただき、本当にありがとうございます。良い環境で、力士たちも毎日稽古に励み、怪我も無く、順調に仕上がっております。一日も早く関取（十両以上）を誕生させて、皆様に恩返しをさせていただきたいと思います。もうそこまで手の届く力士もおります。千秋楽には皆様に良いご報告が出来ますよう精進してまいります」と話し、来場者からは期待をこめた大きな拍手が送られた。



新弟子は14歳

各力士から自己紹介と抱負が述べられた後、尾上親方から、前日に新弟子検査を終えたばかりの澤崎鴻（さわざきこう）が紹介された。澤崎は鹿児島県霧島市出身で、平成22（2010）年生まれの14歳。激励会当日はまだ中学生で、166センチ、107キロの堂々の体躯だが、まだ少年の面影の抜けきらない風貌で「よろしくお願いします」と挨拶をする澤崎に会場からは、声援と割れんばかりの拍手が贈られた。


力士の並びも番付順に


親方から紹介される澤崎（左）

澤崎の入門で尾上部屋力士は14人となった。


神戸牛に舌鼓を打つ城間

◆

激励会では尾上部屋の力士が作った「ちゃんこ」が振る舞われたほか、神戸の焼肉店なども参加協力し、有名店の味を求める行列ができていた。

またカラオケでは力士が自慢の歌声を披露し、満場の拍手を浴びていた。


力士の作るちゃんこは絶品！

親方を中心にしっかり団結を
尾上部屋関西後援会 最高顧問 武建一



コロナの影響などもあり、後援会活動もしばらく中断しておりましたが、昨年あたりから本格的に活動を再開してまいりました。

今、我々が取り組んでいる活動が実を結ぶと、会員も大きく増えるので、きっと来年は大阪のホテルで出来るのではと考えています。

最近の大相撲人気は凄く、各場所は軒並み満席です。それだけ人気があるという事は、一生懸命にやっている力士の熱意が、観客の皆さんに伝わっているためだと思います。

春場所は、「浪速に春を呼ぶ」と言われるように、季節も良く、縁起のよい場所です。思う存分、その能力を発揮する事が可能な場所だと思います。

先ほど各力士からも力強い言葉がありましたが、尾上部屋がますます発展するには力士の皆さんの力にかかっております。

格闘技というのは肉体的に加えて精神的なものも必要だと思います。尾上親方を中心に14人の力士がしっかり団結して稽古に励み、とにかく怪我をしないように15日間つとめていただきたいと思います。そして千秋楽には良い結果を聞かせていただけると期待しております。

尾上部屋関西後援会とは

大相撲尾上部屋は、尾上圭志（元小結・濱ノ嶋）が2006年に三保ケ関部屋から分家独立し、日本相撲協会第54番目の部屋として創設された。

2006年、島興しの一環として鹿児島県徳之島で開催された大相撲では、尾上親方は日本相撲協会巡業部所属の親方として総責任者の大役を担い、大相撲を通じた地域活性化に尽力された。

地方場所、地方巡業の開催前後の段取りは、部屋への負担が並大抵のことではなく、一人でも多くの関取を輩出するためには相撲道に専念できる部屋作りが欠かせない。その部屋運営の苦労を少しでも軽減したいとの一心から、尾上部屋と親交のある関西在住の有志が集まり、2008年に「尾上部屋関西後援会」は設立された（組合総研もその一員）。

以後、今日まで、大阪場所前の激励会や千秋楽後の打上会、地域交流会、病院訪問など、大阪場所関連の催事はもちろん、東北大震災被災地で行なわれた東北復興市への協力など、地域振興の手伝いを行なっている。

頑張れ尾上部屋
関取誕生まであと一歩


佐藤（伊勢ヶ濱部屋）を破って初勝利をおさめた澤崎（左）

大相撲三月場所（エディオンアリーナ大阪／大阪府立体育会館）は、「荒れる春場所」と言われる通り、初日から横綱、大関に土がつくという波乱を予想させる展開から始まった。新横綱として三月場所以来の3回目の優勝を飾った。大の里は五月場所で綱取りに挑む。

場所前新弟子検査
34人全員が合格

日本相撲協会は3月1日、大阪市内で大相撲三月春場所の新弟子検査を実施した。例年、三月場所前は受検者が多いが、今年は昨年を7人上回る34人が受検し、いずれも身長167センチ、体重67キロ以上（中学校卒業見込み者は165センチ、65キロ以上）の体格基準、内臓検査をクリアし、34人全員が合格となった。

師匠の化粧廻しで新序出世披露に

3月17日、今場所で前相撲を取った新弟子の新序出世披露が行なわれた。澤崎（尾上部屋）は師匠の尾上親方が現役時代に使用していた日本大学の化粧廻しを借りて出世披露に臨んだ。尾上親方の化粧廻しは、30年以上前に作られたもので、澤崎は歴史の重みを感じていた。

【一口メモ】場所前の新弟子検査の合格者は、本場所の3日目（三月場所では2日目）から行なわれる前相撲に3勝（三月場所では2勝）すれば勝ち抜けとなり、次の場所からは序の口力士として番付に名前が載る。番付に名前が載ることを「出世」と言い、5日目までに2勝を上げた者が一番出世、6日目以降8日目までに2勝を上げた者は二番出世、その他の力士は三番出世とされる。出世が決まった新弟子は、親方や兄弟子たちに化粧廻しを借りて土俵上で「新序出世披露」を行なう。

三月場所　尾上部屋力士成績

☆印は勝ち越し力士

番付	四股名	成績
【幕下】		
西13枚目	伊波	☆4勝3敗
西17枚目	春山	2勝5敗
西29枚目	北天海	3勝4敗
西53枚目	城間	☆4勝3敗
【三段目】		
東13枚目	穂嵩	☆4勝3敗
西25枚目	高馬山	3勝4敗
東37枚目	照寶	2勝5敗
西65枚目	大海	☆6勝1敗
西80枚目	坂林	☆4勝3敗
【序二段】		
東1枚目	玄武丸	2勝5敗
東19枚目	高倉山	1勝6敗
西47枚目	富士の輝	1勝6敗
西72枚目	九鬼王	☆6勝1敗
【番付外】		
前相撲	澤崎	1勝3敗

※五月場所（夏場所）の番付は4月28日に発表